

主任（監理）技術者に関する調書の記載方法

この調書には、申請日時点において貴社に在籍する、入札参加を希望している業種（水道管布設工事・ガス管布設工事）における主任（監理）技術者になり得る者について記載してください。

技術者以外（現場代理人にのみなれる者、事務員等）は記載する必要はありません。

1 直接的な雇用関係の確認について

調書の雇用確認の欄には、市内業者で「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」等に基づき、滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムによって、大津市の令和8年度入札参加申請（以下「指名願」という。）に常勤技術者として登録されている場合には「済」にチェックを入れてください。それ以外の技術者を登録する場合「未」にチェックをして、以下の確認書類を提出してください。

（1）市内業者

「指名願」に常勤技術者として登録されていない技術者を申請する場合には、雇用確認のできる書類の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、給与台帳の写し等。市外業者については経営事項審査申請に添付した技術職員名簿（受付印のあるもの）でも可）を添付してください。

（2）市外業者

経営事項審査申請に添付した、技術職員名簿と同じものを提出して下さい。技術職員名簿に記載されていない技術者を申請する場合には、雇用確認のできる書類（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、給与台帳の写し等）の写しを提出して下さい。

2 法令等による資格について

主任（監理）技術者の法令等による資格については、水道管布設工事については「水道施設工事業」、ガス管布設工事については「土木工事業」に関する資格が適用されます。「管工事」に関する資格（1級・2級管施工管理技士等）では主任（監理）技術者にはなれないため、注意して下さい。また、給水装置主任技術者についても記載の必要はありません。

（1）主任（監理）技術者となるための資格（代表的なもの）

①水道管布設工事（水道施設工事業）

ア 1級・2級土木施工管理技士

イ 建設業法第7条第2号イ該当

（指定学科卒業後、水道施設工事業に関する実務経験3年又は5年以上）

ウ 建設業法第7条第2号ロ該当

（水道施設工事業に関する実務経験10年以上）

エ 建設業法施工規則第7条の3該当

（土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有し、水道施設工事業に係る建設工事に関しての実務経験が8年以上）

②ガス管布設工事（土木工事業）

ア 1級・2級土木施工管理技士

イ 1級・2級建設機械施工技士

ウ 建設業法第7条第2号イ該当

（指定学科卒業後、土木工事業に関する実務経験3年又は5年以上）

エ 建設業法第7条第2号ロ該当

（土木工事業に関する実務経験10年以上）

（2）水道管布設工事（水道施設工事業）及びガス管布設工事（土木工事業）の両方について実務経験により主任（監理）技術者として申請するには、それぞれの業種の実務経験期間が必要となります。水道施設工事と土木一式工事を併せて10年間従事していた場合に、同時期の経験は水道施設の実務経験10年と土木の実務経験10年としては計算できませんので注意して下さい。水道施設工事業と土木工事業について、実務経験（両方の業種について、建設業法第7号第2号ロ該当時）により両方の資格を得るためには、水道施設工事8年と土木一式工事10年の併せて18年間の実務経験が必要となります。

（3）資格の確認書類について

①市内業者

「指名願」に常勤技術者として登録されていない技術者を申請する場合には、当該資格が確認できる免状（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証）等の写しを提出して下さい。実務経験による場合は実務経験経歴書（様式2－3）を添付して下さい。

②市外業者

経営事項審査申請に添付した、技術職員名簿と同じものを提出して下さい。技術職員名簿に記載されていない技術者を申請する場合には、当該資格が確認できる免状（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証）等の写しを提出して下さい。実務経験による場合は実務経験経歴書（様式2－3）を添付して下さい。

3 営業所の専任技術者について

営業所の専任技術者については、調書の営業所専任技術者欄にチェックをいれてください。

なお、一般建設業については建設業法第7条第2号に、特定建設業については建設業法第15条第2号において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任の技術者を置かなければならないこととされています。「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、発注者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤していることが原則です。そのため、「営業所の専任技術者」は専任を要する工事（一件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上）の「主任技術者」又は「監理技術者」との兼務はできません。